

浜田市告示第 116 号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により市道の路線を廃止したので、同条第 3 項において準用する第 9 条の規定により告示します。

その関係図面は、次により一般の縦覧に供します。

令和 7 年 7 月 18 日

浜田市長 久保田 章 市

- 縦覧の期間 告示の日から 14 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 縦覧の場所 浜田市役所都市建設部維持管理課
- 廃止の内容

路線 番号	路線名	起 点	延長 (m)	敷地の 幅員 (m)	
		終 点		最大	最小
03-03-042	浜田 42 号線	浜田市長沢町 442 番 4 地先	1,699.6	最大	12.6
		浜田市長沢町 1723 番地先		最小	1.8